

証券コード 5889
2026年4月8日
(電子提供措置の開始日) 2026年4月2日

株 主 各 位

福 井 県 鯖 江 市 吉 江 町 7 1 2 番 地 2
Japan Eyewear Holdings 株式会社
代表取締役社長CEO 金子 真也

第7回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第7回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.japan-eyewear-holdings.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「投資家情報」→「株主総会」を選択いただき、ご確認ください。)



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「Japan Eyewear Holdings」又は「コード」に当社証券コード「5889」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年4月23日（木曜日）午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

当日のお土産の配布はございません。

敬 具

記

1. 日 時 2026年4月24日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時30分)
2. 場 所 東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
鉄鋼ビルディング 南館 4階 鉄鋼カンファレンスルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第7期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第7期(2025年2月1日から2026年1月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 書面(郵送)及びインターネット等により重複して議決権を行使された場合、インターネット等による議決権行使の内容を有効としてお取り扱いいたします。
- (4) インターネット等により複数回議決権を行使された場合、最後に行使された内容を有効としてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎電子提供措置事項のうち、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

したがいまして、当該書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

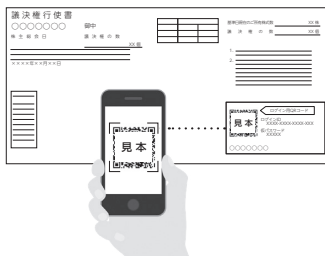


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

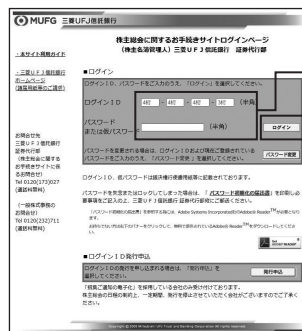


## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 事業報告

(2025年2月1日から)  
(2026年1月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループは、世界を代表する眼鏡生産地「福井・鯖江」の熟練したクラフツマンシップにより自社で企画・デザインする高品質のアイウェアを製造し、ブランドの世界観を表現した独自の店舗を中心に販売しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、所得・雇用環境の改善などに伴い緩やかな回復基調がみられました。一方で世界経済においては、欧州などにおける地政学的リスクの高まり、米国の政策動向に加え、日中関係の緊張の高まりが懸念され、国内における消費マインドへ影響を及ぼす可能性もあることから依然として先行き不透明な状況が続いております。訪日客の動向については、外部環境の変化に左右される状況となりました。特に、6月～7月においては「日本で地震が発生するという情報がSNS等で拡散されている」（日本政府観光局発表の「訪日外客数（2025年6月推計値）」、「訪日外客数（2025年7月推計値）」より抜粋）ことから、アジアの一部地域からの訪日者数が前年同月比で減少しました。その後、懸念の払拭とともに需要は回復基調に転じたものの、12月～1月にかけて日中関係の緊張が一段と高まった影響により、再び訪日者数が減少傾向に転じるなど市場全体として不安定な推移となりました。

このような状況下で当社グループは、「国内外における新規出店の推進」、「フレーム販売価格の見直し等を通じた一式単価の上昇」、「インバウンド需要の確実な獲得」を軸として事業展開を継続しており、当社グループの主要ブランドである金子眼鏡、フォーナインズともに国内外のお客様から高い支持をいただいております。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上収益18,640百万円（前期比11.8%増）、営業利益5,957百万円（前期比11.8%増）、税引前利益5,623百万円（前期比14.5%増）となりました。また当期利益は前年同期比5.3%減の3,783百万円となりましたが、これは、前連結会計年度において繰延税金資産を追加計上したことにより、前連結会計年度の当期利益が約500百万円上振れしたことによるものです。

当連結会計年度における事業セグメント別の売上収益の状況は以下のとおりであります。

#### 〔金子眼鏡〕

金子眼鏡グループでは、国内外におけるブランドの浸透に伴い店舗販売が引き続き堅調に推移しています。また、インバウンド顧客向け店舗販売については、上述の一部地域からの訪日者数減少の影響を受けたものの、引き続き高水準を維持しております。

当連結会計年度において新規出店計7店舗（国内3店舗、海外4店舗）及び退店2店舗を実施した結果、店舗数は94店舗（国内84店舗、海外10店舗）となりました。なお、2025年5月には香港2号店となる「金子眼鏡店 K11 MUSEA」、6月には北京1号店となる「金子眼鏡店 北京三里屯太古里店」、9月には金子眼鏡のシンガポール1号店となる「金子眼鏡店 シンガポール高島屋 S.C.店」、10月には台湾1号店となる「金子眼鏡店 0 km山物所」をオープンしました。いずれの店舗も、アジアにおける着実なブランドイメージ醸成により、オープン以降順調に推移しており、海外における直営店展開の積極化も順調に進んでおります。さらに、2025年5月、金属製眼鏡フレームの表面処理事業を営む有限会社ハンズ（現・株式会社ハンズ）を買収し、一貫生産体制のさらなる強化に取り組んでおります。

以上の結果、金子眼鏡事業の売上収益は12,469百万円（前期比15.5%増）、セグメント利益は4,686百万円（前期比15.0%増）となりました。

#### 〔フォーナインズ〕

フォーナインズグループでは、2025年2月にフレーム販売価格を改定したことに加え、お客様の高い支持により、店舗販売は順調に推移しています。また当連結会計年度において国内新規出店3店舗を実施し、店舗数は19店舗（国内18店舗、海外1店舗）となりました。国内卸売上については、OEM売上の一部が翌期以降に後ろ倒しになったこと及び一部取引先の事情による受注減などにより、前年を下回ることとなりました。一方、海外卸売上は引き続き好調であり、前年同期を上回りました。

以上の結果、フォーナインズ事業の売上収益は6,171百万円（前期比5.1%増）、セグメント利益は1,855百万円（前期比4.6%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2,708百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ.当連結会計年度において完成した主要設備

新規出店や店舗の改装等に係る投資であります。

ロ.当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

記載すべき事項はありません。

ハ.当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、所要資金として、2025年5月12日付で、株式会社三菱UFJ銀行をエージェントとする金銭消費貸借契約に基づくファシリティ借入500百万円を実行いたしました。

なお、この500百万円は期中に返済しております。

また、その他の増資、社債発行等による資金調達は行っておりません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

記載すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

記載すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

記載すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は2025年5月、株式会社ハンズの発行済株式の100%を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

また、2025年8月、台湾に100%出資子会社、Japan Eyewear Holdings Taiwan Co., Ltd.を設立しております。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区 分                           | 第4期<br>(2023年1月期) | 第5期<br>(2024年1月期) | 第6期<br>(2025年1月期) | 第7期<br>(当連結会計年度)<br>(2026年1月期) |
|-------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上収益 (百万円)                    | 10,722            | 13,528            | 16,666            | 18,640                         |
| 営業利益 (百万円)                    | 2,226             | 3,700             | 5,328             | 5,957                          |
| 親会社の所有者に<br>帰属する当期利益<br>(百万円) | 292               | 2,217             | 3,994             | 3,783                          |
| 基本的1株当たり<br>当期利益 (円)          | 25.51             | 110.05            | 166.44            | 156.82                         |
| 資産合計 (百万円)                    | 31,170            | 34,766            | 38,833            | 39,911                         |
| 資本合計 (百万円)                    | 9,081             | 13,270            | 16,421            | 18,187                         |

(注) 当社は、2023年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

### ②当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分                                     | 第4期<br>(2023年1月期) | 第5期<br>(2024年1月期) | 第6期<br>(2025年1月期) | 第7期<br>(当事業年度)<br>(2026年1月期) |
|----------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高 (百万円)                              | —                 | 553               | 723               | 1,066                        |
| 経常利益又は経常損失<br>(△) (百万円)                | △19               | 87                | 759               | 1,737                        |
| 当期純利益又は当期純損<br>失 (△) (百万円)             | △20               | △876              | 1,253             | 1,610                        |
| 1株当たり当期純利益または1<br>株当たり当期純損失 (△)<br>(円) | △1.80             | △43.50            | 52.23             | 66.76                        |
| 総資産額 (百万円)                             | 5,805             | 25,309            | 24,703            | 23,399                       |
| 純資産額 (百万円)                             | 5,800             | 11,286            | 11,643            | 11,191                       |

- (注) 1. 当社は、2023年5月1日を効力発生日としてLunettes Holdings株式会社が旧Japan Eyewear Holdings株式会社を吸収合併した上で商号変更しております。
2. 当社は、2023年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                                                | 資 本 金       | 当社の議決<br>権比率 | 主 要 な 事 業 内 容          |
|------------------------------------------------------|-------------|--------------|------------------------|
| 金子眼鏡株式会社                                             | 110百万円      | 100%         | 眼鏡の企画・製造・卸および販売        |
| 株式会社栄光眼鏡                                             | 10百万円       | 100%         | 金子眼鏡のメタルフレーム製造         |
| KANEKO FRANCE SARL.                                  | 70万ユーロ      | 100%         | 金子眼鏡のフランスにおける店舗展開      |
| 金子眼鏡（上海）有限公司                                         | 10百万元       | 100%         | 金子眼鏡のアジア地域における店舗展開     |
| 株式会社フォーナインズ                                          | 100百万円      | 100%         | 眼鏡の企画・卸および販売           |
| 株式会社タイホウ                                             | 10百万円       | 100%         | 眼鏡枠の製造および販売            |
| 株式会社ハンズ                                              | 3百万円        | 100%         | 眼鏡フレームの表面処理（メッキ）<br>加工 |
| FOUR NINES SINGAPORE<br>P T E L T D                  | 20万シンガポールドル | 100%         | アジア地域における卸販売及び店舗展開     |
| Japan Eyewear Holdings<br>International Co., Limited | 5百万香港ドル     | 100%         | 香港統括会社                 |
| Japan Eyewear Holdings<br>Hong Kong Co., Limited.    | 2百万香港ドル     | 100%         | 金子眼鏡の香港における店舗展開        |
| Japan Eyewear Holdings<br>Taiwan Co., Ltd.           | 20百万台湾ドル    | 100%         | 金子眼鏡の台湾における店舗展開        |

(注) 1. 当社は2025年5月に、株式会社ハンズの発行済株式の100%を取得し、同社を当社の連結子会社といたしました。

2. 当社は2025年8月に、台湾に100%出資子会社、Japan Eyewear Holdings Taiwan Co., Ltd. を設立いたしました。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                 |
|---------------------------------|-----------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 金子眼鏡株式会社        |
| 特定完全子会社の住所                      | 福井県鯖江市吉江町712番地2 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 6,494百万円        |
| 当社の総資産額                         | 23,399百万円       |

|                                 |                    |
|---------------------------------|--------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 株式会社フォーナインズ        |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都世田谷区成城二丁目11番12号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 6,514百万円           |
| 当社の総資産額                         | 23,399百万円          |

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは、国内におけるブランド基盤をより強固なものとし、アジアを中心としたグローバル展開を推進するとともに、これらを支える高度なガバナンス体制の運用を最優先事項として取り組んでまいります。今後の具体的な課題は以下のとおりです。

##### ① 着実な店舗網の拡大

金子眼鏡グループにおいては、引き続き高いブランド価値を維持しつつ、厳選した立地への年間数店舗程度の新規出店及び既存店舗の近隣好立地への店舗移転を進め、顧客体験のさらなる向上を追求してまいります。

また、フォーナインズグループにおいては、従来の卸売事業に加え、金子眼鏡の出店ノウハウを活かし、直営店展開を強化していく方針であります。両ブランドの強みを融合させた出店戦略により、グループ全体の市場シェア拡大と収益力の底上げを推進してまいります。

##### ② グローバル戦略、インバウンド需要の取り込み

当社グループの成長戦略の1つとして、「海外直営店」「国内インバウンド」「海外卸売」を海外顧客向け売上と位置付け、これら3つのチャンネルを連携させ、相乗効果を生み出すことで海外関連売上の最大化を図ります。国内インバウンドによるブランド認知の向上を海外直営店・卸売の集客に繋げる「循環型」の成長モデルを確立するとともに、海外卸売での市場知見を直営店の出店戦略に活用するなど、各事業の強みを相互に補完してまいります。特に成長性の高い中国を中心としたアジア圏においては、積極的な店舗展開と現地の有力パートナーとの提携も視野に、グローバルブランドとしての地位確立を目指します。

##### ③ 継続的な単価の向上

当社グループでは、ブランド価値向上を背景にした価格改定を含む戦略的なプライシング、高品質のフレームに合うレンズ等の高機能・高単価商品の積極的な提案により、継続的な単価の向上を図っております。単価向上を図るためにはカスタマーロイヤリティが構築できていることが前提となりますが、カスタマーロイヤリティ構築及び単価向上を実現するため、高品質のものづくりの追求に加え、ブランドイメージを高める店舗立地や店舗デザインの実現、店舗スタッフの専門性向上に努めております。フォーナインズグループにおいても引き続き、金子眼鏡のノウハウを活かし、収益性の向上に努めてまいります。

#### ④ 内部管理体制の強化とガバナンスの徹底

今後の業容拡大を展望した場合、各種業務の標準化と効率化によって事業基盤を確立させることが重要な課題であると認識しております。そのため、適切かつ効率的な業務運営を遂行するために従業員に対し業務フローやコンプライアンスなどを周知徹底させ、内部管理体制の強化を図るとともに、業務の効率性と適正化の確保に努めてまいります。

2025年に発生したインサイダー取引規制違反に該当する事案を厳粛に受け止め、プライム市場上場企業として求められる高い倫理観と自律的なガバナンス体制の運用を徹底いたします。外部専門家の提言に基づき整備した再発防止策を厳格に実行し、内部管理体制のモニタリングを通じて、コンプライアンス意識のさらなる向上と徹底を図ってまいります。具体的には、全役職員への継続的な教育・啓蒙により、インサイダー取引規制の遵守と規範意識の定着を徹底し、一人ひとりが誠実に業務を遂行する企業文化を醸成してまいります。また、新たに選任した弁護士を含む社外取締役による監督機能を最大限に活用し、経営の透明性と公正性を担保することで、市場およびステークホルダーの皆様からの信頼回復に努め、揺るぎない信頼を確立してまいります。

#### (5) 主要な事業内容 (2026年1月31日現在)

当社グループは、当社および連結子会社11社で構成され、眼鏡の製造・販売を主たる事業としており、持株会社であるJapan Eyewear Holdings株式会社と、事業を担う金子眼鏡グループとフォーナインズグループから構成されております。

| 事業区分      | 事業内容                                                                                                                                 |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金子眼鏡事業    | 眼鏡の企画・製造・販売を行っており、世界的な眼鏡産地「福井・鯖江」をコンセプトとし、クラシックなデザインを中心にしながら、年齢・性別を問わず全てのお客様に寄り添った商品を展開しております。鯖江に自社工場5拠点を有し、主に自社で製造を行い、直営店で販売しております。 |
| フォーナインズ事業 | 眼鏡の企画・販売を行っており、『眼鏡は道具である。』をコンセプトに、機能性やモダンなデザインに特化して商品展開を行っております。自社でデザインを行い、製造は主として福井県鯖江市の協力工場に委託しております。                              |

## (6) 企業集団の主要拠点等 (2026年1月31日現在)

### ① 当社

|                             |                                                    |
|-----------------------------|----------------------------------------------------|
| Japan Eyewear Holdings 株式会社 | 本店：福井県鯖江市 福井本社：福井県鯖江市<br>工場：福井県鯖江市6工場 管理本部：東京都世田谷区 |
|-----------------------------|----------------------------------------------------|

(注) 上表記載の工場には、金子眼鏡株式会社の子会社所有である1工場を含んでおります。

### ② 子会社

|             |                      |
|-------------|----------------------|
| 金子眼鏡株式会社    | 本店：福井県鯖江市 店舗：国内84店舗  |
| 株式会社フォーナインズ | 本店：東京都世田谷区 店舗：国内18店舗 |

## (7) 使用人の状況 (2026年1月31日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分      | 使用人数        | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|-------------|
| 金子眼鏡事業    | 435 (72) 名  | 37名増 (14名増) |
| フォーナインズ事業 | 189 (40) 名  | 18名増 (20名増) |
| 全社 (共通)   | 13 (1) 名    | 2名増 (増減無)   |
| 合計        | 637 (113) 名 | 57名増 (34名増) |

(注) 使用人数は就業人員 (当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の使用人の状況

| 使用人数     | 前事業年度末比増減 | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|----------|-----------|--------|--------|
| 13 (1) 名 | 2名増 (増減無) | 42.1 歳 | 6.2 年  |

(注) 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

**(8) 主要な借入先の状況** (2026年1月31日現在)

| 借 入 先                   | 借 入 額    |
|-------------------------|----------|
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行   | 6,338百万円 |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行 | 1,627百万円 |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行     | 1,165百万円 |
| 株 式 会 社 福 井 銀 行         | 1,051百万円 |
| 株 式 会 社 名 古 屋 銀 行       | 767百万円   |
| 株 式 会 社 常 陽 銀 行         | 607百万円   |
| 株 式 会 社 南 都 銀 行         | 392百万円   |

**(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所よりご承認いただき、2025年10月29日付で、当社株式は東京証券取引所スタンダード市場から同取引所プライム市場に市場区分の変更をいたしました。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2026年1月31日現在)

- |                                           |             |
|-------------------------------------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数                                | 90,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数                                | 24,133,560株 |
| (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は22,800株増加しております。 |             |
| ③ 株主数                                     | 11,957名     |
| ④ 大株主                                     |             |

| 株 主 名                                                                                                 | 持 株 数               | 持株比率               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|--------------------|
| 金 子 イ ン ベ ス ト 株 式 会 社                                                                                 | 9,090 <sup>千株</sup> | 37.66 <sup>%</sup> |
| 株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 ( 信 託 口 )                                                                   | 1,556               | 6.44               |
| 日 本 企 業 成 長 投 資 1 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合                                                               | 1,131               | 4.68               |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE<br>IEDU UCITS CLIENTS NON LENDI<br>NG 15 PCT TREATY ACCOUNT              | 708                 | 2.93               |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                                         | 619                 | 2.56               |
| CAMELLIA FUND I CAYMAN, LP                                                                            | 611                 | 2.53               |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                                                                         | 504                 | 2.09               |
| CERASUS FUND I CAYMAN, LP                                                                             | 474                 | 1.96               |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行                                                                               | 469                 | 1.94               |
| THE NOMURA TRUST AND BANKING<br>CO., LTD. AS THE TRUSTEE OF<br>REPURCHASE AGREEMENT MOTHER<br>F U N D | 458                 | 1.89               |

(注) 上記のほか、当社が自己株式として80株を保有しております。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## (2) 新株予約権等の状況

### ①ストックオプション制度の内容

#### イ. 第1回新株予約権

|                                          |                                              |
|------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                    | 2020年3月25日                                   |
| 付与対象者の区分                                 | 当社新株予約権の受託者                                  |
| 新株予約権の数(個) ※                             | 15,000 (注) 2                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※              | 普通株式 300,000 (注) 2                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※                      | 514 (注) 3                                    |
| 新株予約権の行使期間 ※                             | 2020年3月31日～2030年3月30日                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 523<br>資本組入額 262                        |
| 新株予約権の行使の条件 ※                            | (注) 4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※               | (注) 6                                        |

※ 最近事業年度の末日(2026年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき180円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき、新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を払込金額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該払込金額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。
- ③ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると代表取締役（取締役会設置会社の場合には、取締役会）が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会による承認）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される以前に、当社の総株主の議決権の過半数に異動が生じた場合、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認その他の再編対象会社における必要手続を要するものとする。
- ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
- ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2023年9月14日開催の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 当社グループの企業価値増大を図ることを目的に、当社グループの役職員に対するインセンティブ・プランとして、2020年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で公認会計士・税理士 角谷龍史を受託者として「時価発行新株予約権信託⑥」（以下「本信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年3月31日に第1回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）を発行しております。その後、2022年6月17日付で、新株予約権信託の受託者を角谷龍史からコタエル信託株式会社に変更しております。

本信託（第1回新株予約権）は、当社グループの役職員に対して、将来の功績に応じて、受託者に付与した第1回新株予約権15,000個を分配するものです。

既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。交付先及び交付数の決定については、公平性及び妥当性確保のため、委託者を除く当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成される評価委員会にて多数決により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付先の決定においては、交付ガイドラインに基づき、本評価と同時に業績などを参考にして、評価委員会が決定します。

第1回新株予約権の分配を受けた者は、当該第1回新株予約権の発行要領及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第1回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

|              |                                                                                                                           |
|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称           | 時価発行新株予約権信託®                                                                                                              |
| 委託者          | 金子パートナーズ合同会社                                                                                                              |
| 信託契約日        | 2020年3月27日（注）                                                                                                             |
| 信託の種類と新株予約権数 | 第1回新株予約権 15,000個                                                                                                          |
| 信託期間満了日      | 本信託が目的を達したとき、又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いとき                                                                             |
| 交付基準日        | ①発行会社の株式が金融商品取引所に上場した日から6ヶ月が経過した日、又は、<br>②発行会社の株式が金融商品取引所に上場されるよりも前において発行会社の総株主の議決権の過半数に異動があった日のいずれか早い日（営業日でないときは翌営業日とする） |
| 信託の目的        | 第1回新株予約権15,000個                                                                                                           |
| 受益者適格要件      | 当社またはその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を当社の評価委員会が選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。          |

（注） 2022年6月17日付で新株予約権信託の受託者をコタエル信託株式会社に変更するのに伴い、2022年6月14日付で、コタエル信託株式会社との間で信託契約を締結しております。

□. 第2回新株予約権

|                                          |                                              |
|------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                    | 2020年3月25日                                   |
| 付与対象者の区分                                 | 当社新株予約権の受託者                                  |
| 新株予約権の数(個) ※                             | 12,000 (注) 2                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※              | 普通株式 240,000 (注) 2                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※                      | 514 (注) 3                                    |
| 新株予約権の行使期間 ※                             | 2020年3月31日～2030年3月30日                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 521<br>資本組入額 261                        |
| 新株予約権の行使の条件 ※                            | (注) 4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※               | (注) 6                                        |

※ 最近事業年度の末日(2026年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき150円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき、新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から5年間までの期間において、当社普通株式の価額（下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。）が、行使価額に400%を乗じた額（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合に限り、行使することができる。
  - (a) 本新株予約権の目的である当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。
  - (b) 新株予約権の発行が行われた場合における当該行使価額。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に上場されていない場合、当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（当社の発行済株式総数の過半数につき株式譲渡承認が行われたときを含む。）の当該取引価格。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたと

き（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が514円（ただし、上記（注）3.において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。

- ④ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると代表取締役（取締役会を設置会社の場合には、取締役会）が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会による承認）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される以前に、当社の総株主の議決権の過半数に異動が生じた場合、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認その他の再編対象会社における必要手続を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2023年9月14日開催の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 当社グループの企業価値増大を図ることを目的に、当社グループの役職員に対するインセンティブ・プランとして、2020年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で公認会計士・税理士 角谷龍史を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下「本信託（第2回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第2回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年3月31日に第2回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）を発行しております。その後、2022年6月17日付で、新株予約権信託の受託者を角谷龍史からコタエル信託株式会社に変更しております。
- 本信託（第2回新株予約権）は、当社グループの役職員に対して、将来の功績に応じて、受託者に付与した第2回新株予約権12,000個を分配するものです。

既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。交付先及び交付数の決定については、公平性及び妥当性確保のため、委託者を除く当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成される評価委員会にて多数決により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付先の決定においては、交付ガイドラインに基づき、本評価と同時に業績などを参考にして、評価委員会が決定します。

第2回新株予約権の分配を受けた者は、当該第2回新株予約権の発行要領及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第2回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

|              |                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称           | 時価発行新株予約権信託®                                                                                                           |
| 委託者          | 金子パートナーズ合同会社                                                                                                           |
| 信託契約日        | 2020年3月27日（注）                                                                                                          |
| 信託の種類と新株予約権数 | 第2回新株予約権 12,000個                                                                                                       |
| 信託期間満了日      | 本信託が目的を達したとき、又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いとき                                                                          |
| 交付基準日        | ①発行会社の株式が金融商品取引所に上場した日から18ヶ月が経過した日、又は、②発行会社の株式が金融商品取引所に上場されるよりも前において発行会社の総株主の議決権の過半数に異動があった日のいずれか早い日（営業日でないときは翌営業日とする） |
| 信託の目的        | 第2回新株予約権12,000個                                                                                                        |
| 受益者適格要件      | 当社またはその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を当社の評価委員会が選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。       |

（注） 2022年6月17日付で新株予約権信託の受託者をコタエル信託株式会社に変更するのに伴い、2022年6月14日付で、コタエル信託株式会社との間で信託契約を締結しております。

八. 第3回新株予約権

|                                          |                                              |
|------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 決議年月日                                    | 2020年3月25日                                   |
| 付与対象者の区分                                 | 当社新株予約権の受託者                                  |
| 新株予約権の数(個) ※                             | 7,500 (注) 2                                  |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) ※              | 普通株式 150,000 (注) 2                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) ※                      | 514 (注) 3                                    |
| 新株予約権の行使期間 ※                             | 2020年3月31日～2030年3月30日                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) ※ | 発行価格 520<br>資本組入額 260                        |
| 新株予約権の行使の条件 ※                            | (注) 4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                         | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※               | (注) 6                                        |

※ 最近事業年度の末日(2026年1月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき120円で有償発行しております。

2. 新株予約権1個につき、新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行います。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から5年間までの期間において、当社普通株式の価額（下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。）が、行使価額に500%を乗じた額（ただし、上記3において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を上回っている場合に限り、行使することができる。
  - (a) 本新株予約権の目的である当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。
  - (b) 新株予約権の発行が行われた場合における当該行使価額。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所に上場されていない場合、当社普通株式の売買その他の取引が行われたとき（当社の発行済株式総数の過半数につき株式譲渡承認が行われたときを含む。）の当該取引価格。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 514円（ただし、上記（注）3.において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 514円（ただし、上記（注）3.において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、514円（ただし、上記（注）3.において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたと

き（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が514円（ただし、上記（注）3.において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。

- ④ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると代表取締役（取締役会を設置会社の場合には、取締役会）が認めた場合は、この限りではない。
  - ⑤ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会による承認）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4.に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される以前に、当社の総株主の議決権の過半数に異動が生じた場合、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認その他の再編対象会社における必要手続を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2023年9月14日開催の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 当社グループの企業価値増大を図ることを目的に、当社グループの役職員に対するインセンティブ・プランとして、2020年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で公認会計士・税理士 角谷龍史を受託者として「時価発行新株予約権信託<sup>⑧</sup>」（以下「本信託（第3回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第3回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年3月31日に第3回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）を発行しております。その後、2022年6月17日付で、新株予約権信託の受託者を角谷龍史からコタエル信託株式会社に変更しております。
- 本信託（第3回新株予約権）は、当社グループの役職員に対して、将来の功績に応じて、受託者に付与した第3回新株予約権7,500個を分配するものです。

既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社グループの役職員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社グループの役職員に対しても、新株予約権の分配を可能とするものであります。交付先及び交付数の決定については、公平性及び妥当性確保のため、委託者を除く当社の管理担当取締役及び社外役員複数名によって構成される評価委員会にて多数決により決定するものとし、何人も自らに関する議案の決定に参加することはできないものとしております。また、交付先の決定においては、交付ガイドラインに基づき、本評価と同時に業績などを参考にして、評価委員会が決定します。

第3回新株予約権の分配を受けた者は、当該第3回新株予約権の発行要領及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。本信託（第3回新株予約権）の概要は以下のとおりであります。

|              |                                                                                                                        |
|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名称           | 時価発行新株予約権信託®                                                                                                           |
| 委託者          | 金子パートナーズ合同会社                                                                                                           |
| 信託契約日        | 2020年3月27日（注）                                                                                                          |
| 信託の種類と新株予約権数 | 第3回新株予約権 7,500個                                                                                                        |
| 信託期間満了日      | 本信託が目的を達したとき、又は受託者が本新株予約権を保有しなくなったときのいずれか早いとき                                                                          |
| 交付基準日        | ①発行会社の株式が金融商品取引所に上場した日から36ヶ月が経過した日、又は、②発行会社の株式が金融商品取引所に上場されるよりも前において発行会社の総株主の議決権の過半数に異動があった日のいずれか早い日（営業日でないときは翌営業日とする） |
| 信託の目的        | 第3回新株予約権7,500個                                                                                                         |
| 受益者適格要件      | 当社またはその子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の定める交付ガイドラインに従い、受益候補者の中から本信託の受益者となるべき者を当社の評価委員会が選定し、受益者の確定手続きが完了した後、受益者が確定します。       |

（注） 2022年6月17日付で新株予約権信託の受託者をコタエル信託株式会社に変更するのに伴い、2022年6月14日付で、コタエル信託株式会社との間で信託契約を締結しております。

②当事業年度末日における当社役員の保有状況

|                           | 名称       | 個数     | 保有者数 |
|---------------------------|----------|--------|------|
| 取締役<br>(監査等委員である取締役を除く)   | 第1回新株予約権 | 1,000個 | 1名   |
|                           | 第2回新株予約権 | 480個   | 1名   |
|                           | 第3回新株予約権 | —      | —    |
| 取締役 (監査等委員)<br>(社外取締役を除く) | 第1回新株予約権 | —      | —    |
|                           | 第2回新株予約権 | —      | —    |
|                           | 第3回新株予約権 | —      | —    |
| 社外役員 (監査等委員)              | 第1回新株予約権 | —      | —    |
|                           | 第2回新株予約権 | —      | —    |
|                           | 第3回新株予約権 | —      | —    |

③当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

|                                           |                                              |
|-------------------------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                                        | 第2回新株予約権                                     |
| 発行決議日                                     | 2025年12月11日                                  |
| 新株予約権の数 (個)<br>※                          | 12,000 (注) 2                                 |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数 (株) ※              | 普通株式 240,000 (注) 2                           |
| 新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※                      | 514 (注) 3                                    |
| 新株予約権の行使期間<br>※                           | 2020年3月31日～2030年3月30日                        |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) ※ | 発行価格 521<br>資本組入額 261                        |
| 新株予約権の行使の条件 ※                             | (注) 4                                        |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 ※                          | 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。 |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※                | (注) 6                                        |

|                                          | 個数      | 交付者数 |
|------------------------------------------|---------|------|
| 当社従業員<br>(当社役員を兼ねている者を除く)                | 1,065個  | 7名   |
| 当社子会社役員及び従業員<br>(当社役員及び当社従業員を兼ねているものを除く) | 10,455個 | 51名  |

- (注) 1. 本新株予約権は、新株予約権1個につき150円で有償発行しております。
2. 新株予約権1個につき、新株予約権1個につき目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株であります。ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整します。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行います。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率
3. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

上記の他、新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて払込金額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に払込金額の調整を行うことができるものとします。

4. 新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであります。

- ① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「本新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- ② 本新株予約権者は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができない。
  - (a) 514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」および普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合ならびに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。
  - (b) 514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を払込金額とする新株予約権の発行が行われたとき（ただし、当該払込金額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。
  - (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（ただし、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
  - (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が514円（ただし、上記（注）3. において定められた払込金額同様に適切に調整されるものとする。）を下回る価格となったとき。
- ③ 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると代表取締役（取締役会設置会社の場合には、取締役会）が認めた場合は、この限りではない。
- ④ 本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
5. 新株予約権の取得に関する事項は、以下のとおりであります。
- ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会による承認）がなされた場合は、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）4. に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
  - ③ 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場される以前に、当社の総株主の議決権の過半数に異動が生じた場合、当社は取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
6. 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認その他の再編対象会社における必要手続を要するものとする。
  - ⑧ その他新株予約権の行使の条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑨ 新株予約権の取得事由及び条件  
本新株予約権の取り決めに準じて決定する。
  - ⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
7. 2023年9月14日開催の取締役会決議により、2023年9月30日付で普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
8. 当社グループの企業価値増大を図ることを目的に、当社グループの役職員に対するインセンティブ・プランとして、2020年3月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、同日付で公認会計士・税理士 角谷龍史を受託者として「時価発行新株予約権信託<sup>⑥</sup>」（以下「本信託（第1回新株予約権）」といいます。）を設定しており、当社は本信託（第1回新株予約権）に対して、会社法に基づき2020年3月31日に第1回新株予約権（2020年3月25日臨時株主総会決議）を発行しております。その後、2022年6月17日付で、新株予約権信託の受託者を角谷龍史からコタエル信託株式会社に変更しております。

④ライツプランの内容

該当事項はありません。

⑤その他の新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役の状況 (2026年1月31日現在)

| 会社における地位         | 氏 名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                             |
|------------------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長          | 金子 真也  | 金子眼鏡株式会社 代表取締役社長<br>株式会社フォーナインズ 取締役                                                                                                                                                                                                      |
| 取締役              | 柴田 俊一  | 管理本部長兼経営管理部長兼経理部長<br>金子眼鏡株式会社 取締役<br>株式会社フォーナインズ 取締役                                                                                                                                                                                     |
| 取締役<br>(常勤監査等委員) | 中井 ちはる | 金子眼鏡株式会社 監査役<br>株式会社フォーナインズ 監査役                                                                                                                                                                                                          |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 森 口 倫  | 桃尾・松尾・難波法律事務所 パートナー<br>エスコンジャパンリート投資法人 監督役員                                                                                                                                                                                              |
| 取締役<br>(監査等委員)   | 秋里 英寿  | 株式会社日本企業成長投資 パートナー<br>株式会社サング 社外取締役<br>ピーロート・ジャパン株式会社 社外取締役<br>Four Nines Limited Director<br>株式会社オーバーラップ 社外取締役<br>株式会社オーバーラップホールディングス 取締役<br>株式会社テイ・アイ・シー 取締役<br>トーテックアメニティ株式会社 取締役<br>TS株式会社 代表取締役<br>Foundation株式会社 取締役<br>株式会社甲羅 取締役 |

- (注) 1. 取締役(監査等委員)中井ちはる及び森口倫の両氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)中井ちはる及び森口倫の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(監査等委員)中井ちはる氏は、公認会計士としての高度な専門知識と海外勤務を含む豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)森口倫氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有し、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査室等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、中井ちはる氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項が規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、子会社の取締役、監査役及び子会社を含む管理職以上の従業員であり、当該保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用等の損害を填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者による犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因する損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

#### ④ 役員の報酬等

##### イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）及び監査等委員である取締役（以下「監査等委員」という。）の報酬については、株主総会において取締役全員及び監査等委員全員のそれぞれ報酬額の限度額を決議しております。各取締役の報酬額は指名報酬委員会の答申に基づく取締役会決議により、また、各監査等委員の報酬額は監査等委員の協議により決定しています。指名報酬委員会は取締役会の諮問機関であり、当社取締役3名以上を選出して構成することとしております。また、委員会の独立性が担保されるよう、委員の過半数は東京証券取引所に独立役員として届け出た社外取締役（以下、「独立社外取締役」という。）であるものとし、委員長は独立社外取締役から選定しています。

当社は、2024年4月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬額の内容に係る決定方針を決議しております。その内容の概要として、取締役及び監査等委員の報酬体系は、基本報酬により構成されます。また、取締役の基本報酬は固定報酬とし、役位、職責、在任年数その他会社の業績等を総合考慮して決定することとしております。

なお、取締役の基本報酬については、2023年4月27日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬総額を決議時に対象とされていた2名の取締役に対して年額200百万円以内とすること、2023年4月27日開催の臨時株主総会において、監査等委員の報酬総額を決議時に対象とされていた2名の監査等委員に対して年額30百万円以内とすることを決議しております。

当事業年度において、取締役会による報酬案を指名報酬委員会に対して諮問し、指名報酬委員会では2026年3月2日に開催した委員会において、会社業績及び個人の業務評価等を勘案の上、個別報酬額を決議し、取締役会に答申しました。最終的な各取締役別の報酬額の決定に関しては決裁権限を有する取締役会にて審議の上、決議しました。監査等委員個々の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員の協議により決定しています。なお、取締役会は、当事業年度における取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容について、指名報酬委員会における審議が尊重されていることを確認しており、当該事業年度に係る取締役の個人報酬等の内容が方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分                                           | 報 酬 等 の 総 額<br>( 百 万 円 ) | 報酬等の種類別の総額<br>( 百 万 円 ) |  | 対 象 と な る<br>役 員 の 員 数<br>( 名 ) |
|-----------------------------------------------|--------------------------|-------------------------|--|---------------------------------|
|                                               |                          | 基 本 報 酬                 |  |                                 |
| 取 締 役<br>( 監 査 等 委 員 及 び<br>社 外 取 締 役 を 除 く ) | 96                       | 96                      |  | 2                               |
| 取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )<br>( 社 外 取 締 役 を 除 く )    | —                        | —                       |  | —                               |
| 社 外 役 員<br>( 監 査 等 委 員 )                      | 15                       | 15                      |  | 4                               |
| 合 計                                           | 111                      | 111                     |  | 6                               |

- (注) 1. 上表の取締役の員数が当事業年度中に在任していた取締役の員数及び当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、2025年3月10日付にて辞任した社外取締役1名(監査等委員)と、2025年4月25日開催の第6回定時株主総会終結の時をもって退任した計2名を含んでいるためであります。
2. 上表の取締役の員数が当事業年度中に在任していた取締役の員数及び当事業年度末日の取締役の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役(監査等委員)1名を除いているためであります。

ハ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

二. 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

当社の社外取締役は2名であり、いずれも監査等委員であります。

社外取締役の重要な兼職の状況については、「①取締役の状況」に記載のとおりであります。

社外取締役監査等委員 中井ちはる氏は、公認会計士としての高度な専門知識と海外勤務を含む豊富な経験を有しており、専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等を行えるものと判断しております。なお、同氏は、過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。その他同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役監査等委員 森口倫氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から監督、助言等を行えるものと判断しております。このような観点から当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。同氏と当社との間に人的、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。その他同氏の兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|                        | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                             |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(常勤監査等委員) 中井ちはる | 2025年4月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回の全てに、また、監査等委員会11回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。   |
| 取締役<br>(監査等委員) 森 口 倫   | 2025年3月21日一時役員就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称

PwC Japan有限責任監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 45百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 45百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としており、年間配当性向40%を目安として配当を実施する方針です。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、市場ニーズに応える技術・製造開発体制を強化し、さらには、グローバル戦略の展開を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

剰余金配当の決定機関は当社定款第40条において、取締役会で決議することができる旨を定めております。また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、7月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、会社法第362条第5項の規定に基づき、2024年3月26日開催の取締役会において内部統制システム基本方針を決議しております。その内容は、以下のとおりであります。

##### ① 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社が自立的に業務の適正を確保するための体制を整備することを基本としつつ、当社が適切なグループ会社管理および支援等を行うことにより、当社グループにおける業務の適正を確保しています。

当社は、関係会社管理規程を制定し、当社グループ各社に対し、一定の重要事項について当社の事前承認取得または当社への報告を義務付けています。

##### ② 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ各社の取締役及び使用人が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観および具体的な行動指針を示したグループ企業行動憲章を制定し、当社グループで共有し、遵守を図っております。

当社グループ各社において、コンプライアンスに係る社内体制として、コンプライアンス担当役員およびコンプライアンス担当事務局を設置しております。

継続的な周知・教育活動として、イントラネット等を利用したコンプライアンス関連の情報配信等による研修を実施しております。

内部通報制度として、当社グループ各社が利用可能な「内部通報窓口」を設置し、運用しております。通報窓口は内部監査室とします。「内部通報窓口」への通報者の氏名および情報等は通報窓口において秘匿し、通報者に対して、法令違反等を通報したことを理由として、いかなる不利益な取扱いをしないよう徹底しております。

当社グループ各社におけるコンプライアンスに関連した社内規程の運用状況について、当社グループの内部監査室が内部監査を行い、その結果を当社および当該会社の取締役および監査等委員（又は監査役）に報告し、改善を図っております。

- ③ 当社グループでの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社グループ各社は、グループ文書管理規程において、議事録、稟議書、報告書、契約書その他の取締役の職務の執行に係る文書の保存等の取扱いについて規定し、適切に運用しております。
- ④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、当社グループ全体におけるリスク管理の徹底を図るため、グループリスク管理規程およびグループコンプライアンス規程を制定しています。当該規程に基づき設置されるリスク・コンプライアンス委員会は、当社代表取締役社長を委員長とし、当社グループのリスクに関して、未然防止観点から、リスク事象の認識と適切な対応策の整備、運用を行っております。  
当社グループのリスクが顕在化した場合または、そのおそれが生じた場合には、グループリスク管理規程およびグループコンプライアンス規程に基づき、リスク・コンプライアンス委員会が当社グループ各社と連携して、当社グループ各社の損害拡大を防止し、これを最小限にとどめるために迅速かつ適切な対応を行っております。
- ⑤ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
当社グループ各社は、業務分掌規程、グループ職務権限規程等の社内規程を制定し、職務分掌および権限を明確化し、分業体制による業務の専門化・高度化を図っております。また、そうした体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし、意思決定手続の機動性向上を図っております。  
当社は、当社グループ全体を網羅する中期経営計画を策定し、適切な進捗管理等を実施することを通じて職務執行の効率化を図っております。  
当社は、当社グループ各社の取締役の職務の執行状況について、その効率性の観点から当社内部監査室による監査を実施し、その結果を当社及び当該会社の取締役および監査等委員（または監査役）に報告し、改善を図っております。
- ⑥ 当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法及びその他の関連法令に基づき、評価、維持、改善等を行っております。  
当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- ⑦ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人に関する事項  
当社は、監査等委員会と必要に応じて協議を行い監査等委員会が監査を実効的に行うためにその職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を配置します。  
補助使用人は、補助すべき期間中は監査等委員会の指揮命令に服し、取締役およびその他業務執行組織の指揮命令を受けないものとします。  
補助使用人の異動、人事考課、給与および懲戒については、監査等委員会と事前に協議を行

うものとしします。

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの役職員が、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合は、その内容について当社監査等委員会に速やかに報告するものとしします。当社の監査等委員会は、当社グループの役職員に対して、業務の執行に関する事項について報告を求めることができるものとしします。

ロ. 当社グループ各社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査等委員（又は監査役）、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制

当社グループの役職員が、当社グループの業務または財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直接または内部監査室等を通じて、その内容について当社監査等委員会に報告する体制を構築しています。

当社グループ各社の役職員が定期的に、および、当社監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合に、必要な報告を行う体制を構築しています。

ハ. 前二号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

前二号の報告をした者に対して、当該報告したことを理由として、いかなる不利な取扱いもしてはならない。また、報告を受けた監査等委員会は、報告者の氏名および情報等を秘匿するものとしします。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求め、または調査、鑑定その他の事務を委託するなどし、所要の費用の前払または支出した費用の償還を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとしします。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は、当社グループ各社の取締役会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務執行状況を把握し、必要に応じて意見を述べるすることができます。

監査等委員会は、内部監査室と意見交換や情報交換を行い、連携を保ちながら必要に応じて調査および報告を求めることができます。

監査等委員会は、必要に応じて弁護士その他の専門家の監査業務に関する助言を受けることができます。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針および体制

当社グループ各社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とします。その旨を取締役および使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備しています。

**(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況**

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備及び運用状況について確認を実施しております。当事業年度に実施した当社グループ各社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の業務の執行に関する取り組み

取締役会は、社長を議長とし、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に対する迅速な意思決定を行っております。これらの取締役会における実効性を高めるため、社外取締役に積極的に意見を求めるようにしております。取締役会は計5名の取締役ににより構成され、性別を問わず、生産・販売・財務・経営管理等の経験・能力を有する人材で構成することが重要であると考えております。これらの経験・能力を備えた者のほか、豊富な国際経験を備えた者を取締役として選任し、取締役会に必要なスキルをバランス良く備えております。また、常勤監査等委員は財務・会計に関する深い知見を有しております。より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、監査等委員である取締役3名のうち2名を社外取締役としております。当事業年度におきましては取締役会を17回開催いたしました。

② 監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、原則として毎月1回開催されているほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度におきましては監査等委員会を16回開催いたしました。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち、社外取締役は2名）で構成されております。全監査等委員による取締役会への出席の他、グループ経営会議及びリスク・コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程や職務執行状況を監査しています。

社外取締役である監査等委員は、重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。

また、内部監査室より原則として四半期に1回以上は内部監査業務に関する状況報告を受けており、意見交換を適宜行っております。会計監査人とは、原則として四半期毎に意見交換を適宜行っており、監査等委員会監査の効率性・実効性を高めるよう努めております。その他、監査等委員会は、代表取締役社長と必要に応じて意見交換を実施しており、全社的課題や監査上の重要課題等について情報共有・協議を行っております。

③ コンプライアンスに関する取り組み

当社グループの役職員が企業倫理の観点から準拠すべき普遍的価値観および具体的な行動指針を示した「グループ企業行動憲章」及び「グループコンプライアンス規程」を制定しております。

コンプライアンスに関わる事項の審議を行うため、代表取締役社長を委員長とし、その他取締役含む5名で構成される「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。なお、当事業年度は、当委員会を年2回開催しております。

この他に、「内部通報窓口」「社外通報窓口」を制定しており、社内外に相談窓口を設けております。

④ リスク管理に関する取り組み

当社グループ全体における「グループリスク管理規程」を制定しております。前述の「リスク・コンプライアンス委員会」にて業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減および移転、その他必要な措置を事前に検討しております。

⑤ 反社会的勢力に関する取り組み

当社は、「グループ反社会的勢力対応規程」「グループ反社会的勢力管理細則」「グループ反社会的勢力対応マニュアル」を定め、運用しております。新規取引先に対しては取引開始前に属性調査を必須とし、既存取引先についても年1回属性調査を実施しております。

# 連結財政状態計算書

(2026年1月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額     | 科目               | 金額     |
|--------------|--------|------------------|--------|
| 資産           |        | 負債               |        |
| 流動資産         |        | 流動負債             |        |
| 現金及び現金同等物    | 3,054  | 営業債務及びその他の債務     | 709    |
| 営業債権及びその他の債権 | 1,707  | 契約負債             | 580    |
| 棚卸資産         | 2,416  | リース負債            | 1,237  |
| その他の流動資産     | 161    | 未払法人所得税          | 1,055  |
| 流動資産合計       | 7,340  | 1年内返済予定の長期借入金    | 11,921 |
|              |        | 引当金              | 21     |
| 非流動資産        |        | その他の流動負債         | 1,045  |
| 有形固定資産       | 5,209  | 流動負債合計           | 16,570 |
| 使用権資産        | 3,983  |                  |        |
| のれん          | 14,332 | 非流動負債            |        |
| 商標権          | 5,897  | リース負債            | 2,446  |
| その他の無形固定資産   | 310    | 引当金              | 51     |
| その他の金融資産     | 1,983  | 繰延税金負債           | 2,154  |
| 繰延税金資産       | 667    | その他の非流動負債        | 500    |
| その他の非流動資産    | 187    | 非流動負債合計          | 5,152  |
| 非流動資産合計      | 32,570 | 負債合計             | 21,723 |
|              |        | 資本               |        |
|              |        | 資本金              | 949    |
|              |        | 資本剰余金            | 7,535  |
|              |        | 利益剰余金            | 9,552  |
|              |        | 自己株式             | △0     |
|              |        | その他の資本の構成要素      | 149    |
|              |        | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 18,187 |
|              |        | 資本合計             | 18,187 |
| 資産合計         | 39,911 | 負債及び資本合計         | 39,911 |

## 連結損益計算書

(自 2025年2月1日)  
(至 2026年1月31日)

(単位：百万円)

| 科目         | 金額     |
|------------|--------|
| 売上収益       | 18,640 |
| 売上原価       | 3,968  |
| 売上総利益      | 14,672 |
| 販売費及び一般管理費 | 8,725  |
| その他の収益     | 50     |
| その他の費用     | 40     |
| 営業利益       | 5,957  |
| 金融収益       | 5      |
| 金融費用       | 338    |
| 税引前利益      | 5,623  |
| 法人所得税費用    | 1,840  |
| 当期利益       | 3,783  |
| 当期利益の帰属    |        |
| 親会社の所有者    | 3,783  |
| 非支配持分      | -      |
| 当期利益       | 3,783  |

## 連結持分変動計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位：百万円)

|                 | 親会社の所有者に帰属する持分 |           |           |      |                     |        | 合計     |
|-----------------|----------------|-----------|-----------|------|---------------------|--------|--------|
|                 | 資本金            | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | 自己株式 | その他の資<br>本の構成要<br>素 | 合計     |        |
| 2025年2月1日残高     | 943            | 9,602     | 5,769     | －    | 106                 | 16,421 | 16,421 |
| 当期利益            | －              | －         | 3,783     | －    | －                   | 3,783  | 3,783  |
| その他の包括利益        | －              | －         | －         | －    | 33                  | 33     | 33     |
| 当期包括利益合計        | －              | －         | 3,783     | －    | 33                  | 3,816  | 3,816  |
| 剰余金の配当          | －              | △2,074    | －         | －    | －                   | △2,074 | △2,074 |
| 株式報酬取引          | －              | －         | －         | －    | 11                  | 11     | 11     |
| 新株予約権の行使        | 5              | 7         | －         | －    | △1                  | 11     | 11     |
| 自己株式の取得         | －              | －         | －         | △0   | －                   | △0     | △0     |
| 所有者との取引額合計      | 5              | △2,066    | －         | △0   | 10                  | △2,050 | △2,050 |
| 2026年1月31日時点の残高 | 949            | 7,535     | 9,552     | △0   | 149                 | 18,187 | 18,187 |

# 貸借対照表

(2026年1月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目        | 金額     | 科目            | 金額     |
|-----------|--------|---------------|--------|
| (資産の部)    |        | (負債の部)        |        |
| 流動資産      | 1,059  | 流動負債          | 12,160 |
| 現金及び預金    | 407    | 1年内返済予定の長期借入金 | 11,950 |
| 未収入金      | 638    | 未払金           | 11     |
| 前払費用      | 9      | 未払費用          | 62     |
| 預け金       | 4      | 未払法人税等        | 58     |
|           |        | 未払消費税等        | 72     |
|           |        | その他           | 4      |
| 固定資産      | 22,339 | 固定負債          | 47     |
| 有形固定資産    | 2,665  | 長期預り保証金       | 45     |
| 建物        | 2,335  | 資産除去債務        | 1      |
| 構築物       | 87     |               |        |
| 工具、器具及び備品 | 40     | 負債合計          | 12,208 |
| 土地        | 193    | (純資産の部)       |        |
| 建設仮勘定     | 8      | 株主資本          | 11,187 |
| 無形固定資産    | 414    | 資本金           | 949    |
| 借地権       | 414    | 資本剰余金         | 8,296  |
| 投資その他の資産  | 19,260 | 資本準備金         | 949    |
| 関係会社株式    | 14,862 | その他資本剰余金      | 7,346  |
| 関係会社長期貸付金 | 3,911  | 利益剰余金         | 1,941  |
| 長期前払費用    | 7      | その他利益剰余金      | 1,941  |
| 繰延税金資産    | 477    | 繰越利益剰余金       | 1,941  |
|           |        | 自己株式          | △0     |
|           |        | 新株予約権         | 3      |
|           |        | 純資産合計         | 11,191 |
| 資産合計      | 23,399 | 負債・純資産合計      | 23,399 |

# 損益計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額    |       |
|--------------|-------|-------|
| 売上高          |       | 1,066 |
| 売上原価         |       | —     |
| 売上総利益        |       | 1,066 |
| 販売費及び一般管理費   |       | 576   |
| 営業利益         |       | 489   |
| 営業外収益        |       |       |
| 受取利息         | 170   |       |
| 受取配当金        | 1,285 |       |
| その他          | 3     | 1,459 |
| 営業外費用        |       |       |
| 支払利息         | 211   |       |
| その他          | 0     | 211   |
| 経常利益         |       | 1,737 |
| 税引前当期純利益     |       | 1,737 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 69    |       |
| 法人税等調整額      | 57    | 126   |
| 当期純利益        |       | 1,610 |

## 株主資本等変動計算書

(2025年2月1日から  
2026年1月31日まで)

(単位：百万円)

|          | 株主資本 |           |                  |                   |              |                   |
|----------|------|-----------|------------------|-------------------|--------------|-------------------|
|          | 資本金  | 資本剰余金     |                  |                   | 利益剰余金        |                   |
|          |      | 資本<br>準備金 | その他<br>資本<br>剰余金 | 資 本<br>剰余金<br>合 計 | その他利益<br>剰余金 | 利 益<br>剰余金<br>合 計 |
|          |      |           |                  | 繰越利益剰余金           |              |                   |
| 当期首残高    | 943  | 943       | 9,420            | 10,364            | 331          | 331               |
| 当期変動額    |      |           |                  |                   |              |                   |
| 当期純利益    | -    | -         | -                | -                 | 1,610        | 1,610             |
| 新株予約権の行使 | 5    | 5         | -                | 5                 | -            | -                 |
| 剰余金の配当   | -    | -         | △2,074           | △2,074            | -            | -                 |
| 自己株式の取得  | -    | -         | -                | -                 | -            | -                 |
| 当期変動額合計  | 5    | 5         | △2,074           | △2,068            | 1,610        | 1,610             |
| 当期末残高    | 949  | 949       | 7,346            | 8,296             | 1,941        | 1,941             |

|          | 株主資本 |        | 新株予約権 | 純資産合計  |
|----------|------|--------|-------|--------|
|          | 自己株式 | 株主資本合計 |       |        |
| 当期首残高    | -    | 11,639 | 3     | 11,643 |
| 当期変動額    |      |        |       |        |
| 当期純利益    | -    | 1,610  | -     | 1,610  |
| 新株予約権の行使 | -    | 11     | △0    | 11     |
| 剰余金の配当   | -    | △2,074 | -     | △2,074 |
| 自己株式の取得  | △0   | △0     | -     | △0     |
| 当期変動額合計  | △0   | △451   | △0    | △452   |
| 当期末残高    | △0   | 11,187 | 3     | 11,191 |

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

Japan Eyewear Holdings株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照晃  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、Japan Eyewear Holdings株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、Japan Eyewear Holdings株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2026年3月23日

Japan Eyewear Holdings株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 有岡 照晃  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Japan Eyewear Holdings株式会社の2025年2月1日から2026年1月31日までの第7期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年2月1日から2026年1月31日までの第7期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月24日

Japan Eyewear Holdings株式会社

監 査 等 委 員 会

常 勤 監 査 等 委 員 中 井 ち は る

監 査 等 委 員 森 口 倫

監 査 等 委 員 秋 里 英 寿

(注1) 監査等委員中井ちはる及び森口倫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第7期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当原資  
利益剰余金
- ③ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金42円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は1,013,606,160円となります。
- ④ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2026年4月27日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号   | 氏名(生年月日)                                   | 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当社の株式数  |
|---------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 1<br>再任 | かおこ しんや<br><b>金子 真也</b><br>(1958年8月11日生)   | 1981年4月 金子眼鏡 入社<br>1999年9月 旧・金子眼鏡(株) 代表取締役社長<br>2019年10月 金子ホールディングス(株) 代表取締役社長<br>2019年10月 金子眼鏡(株) 代表取締役社長（現任）<br>2022年12月 (株)フォーナインズ 取締役（現任）<br>2023年5月 当社 代表取締役社長CEO（現任）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 千株<br>9,090 |
|         |                                            | <p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>金子真也氏は、当社のブランド及び製造小売業としての事業体制を大きく発展させてきた功績があり、当社事業に関する豊富な知識及び経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役として、今後も当社グループの更なる発展に貢献することが期待できるため、取締役候補者といたしました。また、当社の前身会社である金子ホールディングス株式会社より、代表取締役社長として当社グループ経営の指揮及び監督を適切に行っております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |             |
| 2<br>再任 | しばた しゅんいち<br><b>柴田 俊一</b><br>(1966年12月9日生) | 1989年4月 国民金融公庫（現・(株)日本政策金融公庫） 入庫<br>1998年3月 (株)日本能率協会コンサルティング 入社<br>2000年1月 富士通機電(株)（現・富士通フロンテック(株)） 入社<br>2002年1月 (株)ユー・エス・ジェイ（現・合同会社ユー・エス・ジェイ） 入社<br>2009年10月 日本マクドナルド(株) 入社<br>2012年6月 (株)すかいらーく（現・(株)すかいらーくホールディングス） 入社<br>2019年7月 (株)テクノシステム 入社<br>2019年12月 金子眼鏡(株) 入社<br>2022年2月 旧Japan Eyewear Holdings(株) 出向<br>2022年4月 旧Japan Eyewear Holdings(株) 取締役管理本部長<br>2022年4月 (株)フォーナインズ 代表取締役<br>2022年9月 (株)フォーナインズ 取締役（現任）<br>2022年12月 金子眼鏡(株) 取締役（現任）<br>2022年12月 旧Japan Eyewear Holdings(株) 取締役管理本部長兼管理部長<br>2023年5月 当社 取締役CFO（現任） | 千株<br>5     |
|         |                                            | <p style="text-align: center;">取締役候補者とした理由</p> <p>柴田俊一氏は、上場会社を含む他社の財務・経営企画・IR等の業務を経験しており、それらの経験を活かして当社の取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者となりました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金及び争訟費用の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
3. 代表取締役社長金子真也氏の所有株式数は、同氏が代表を務める会社である金子インベスト株式会社が所有する株式数を含んでおります。

(ご参考) 第2号議案承認後の取締役スキル・マトリクス

| 候補者番号 | 氏名     | 役職               | 業界経験 | 企業経営 | ESG | 財務会計 | 法務<br>リスク管理 | 生産<br>品質管理 | 営業<br>マーケティング | 海外展開 |
|-------|--------|------------------|------|------|-----|------|-------------|------------|---------------|------|
| 1     | 金子 真也  | 代表取締役            | ○    | ○    | ○   |      |             | ○          | ○             | ○    |
| 2     | 柴田 俊一  | 取締役              |      | ○    | ○   | ○    | ○           |            |               |      |
| 3     | 中井 ちはる | 社外取締役<br>常勤監査等委員 |      |      | ○   | ○    |             |            |               | ○    |
| 4     | 森口倫    | 社外取締役<br>常勤監査等委員 |      |      |     |      | ○           |            |               |      |
| 5     | 秋里 英寿  | 取締役<br>監査等委員     |      | ○    | ○   | ○    |             |            | ○             | ○    |

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内1丁目8番2号  
鉄鋼ビルディング 南館 4階  
鉄鋼カンファレンスルーム  
TEL 03-6630-2756



|    |              |              |          |         |
|----|--------------|--------------|----------|---------|
| 交通 | J R 東京駅      | 八重洲北口/日本橋口より | 徒歩約 2 分  |         |
|    | 東京メトロ銀座線・東西線 | 丸の内線         |          |         |
|    | 都営地下鉄浅草線     | 日本橋駅         | A3 出口より  | 徒歩約 3 分 |
|    | 地下鉄大手町駅      | B10 出口より     | 地下通路にて直結 |         |